

第6 農地の再生利用

第6 農地の再生利用

1. 遊休農地対策

農地法第4章では「遊休農地に関する措置」が規定されており、農業委員会による年1回の全農地の利用状況についての調査(利用状況調査)、利用状況調査の結果把握された遊休農地の所有者等に実施する利用意向調査及び利用意向調査から6月以内に回答がない場合等に実施する農地中間管理機構との協議の勧告の一連の措置を農業委員会が行うことになっている。

(1) 利用状況調査

農地の利用状況を確認するため、農業委員会は年1回その区域内にある農地の利用状況についての調査(利用状況調査)を行っている(法第30条)。

(2) 利用意向調査

平成26年4月からは改正農地法により、農業委員会は利用状況調査により把握した遊休農地の所有者等に対し従来の「指導」に変わり、農業上の利用の意向についての調査(利用意向調査)を行うこととなった(法第32条)。

利用状況調査により把握した農地のうち、下記のいずれかに該当する場合は利用意向調査の対象となる。

- ①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(法第32条第1項第1号)
- ②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地(法第32条第1項第2号)

また、利用意向調査の対象は、法32条第1項の各号の農地(遊休農地)のほか、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる農地所有者等に対しても行われる(法第33条)。

(3) 農地中間管理機構の取得に関する協議の勧告

利用意向調査の結果、意向表明どおりに、6月以内に権利の設定・移転、利用の増進を図っていないとき、農地所有者等に農業上の利用を行う意思がないとき、6月以内に回答がない場合等は、農業委員会が農地中間管理機構による農地中間管理権取得に関し、農地中間管理機構と協議するよう農地の所有者等に勧告することになっている(法第36条1項)。

なお、以下の場合、勧告の対象外となる(「農地法の運用について」(平成21年12月11日制定21経営第4530号・21農振第1598号)第3の5の(2)ア)。

- ア 農地所有者等が農地中間管理機構に農地の貸付け意向を示したが、農地中間管理権の取得基準に適合しない旨を農地中間管理機構が通知した場合
- イ 農地所有者等が農地中間管理機構への貸付けの意思表示が継続している場合
- ウ アのほか、農地中間管理権の取得基準に適合しない旨を農地中間管理機構が農業委員会に通知した場合

<表6-1-(1) 農地の利用状況調査結果（農地法施行状況調査結果）[平成28年]>

	農業委員会名	耕地面積 (ha) (A)	うち遊休農地面積 (ha)		合計 (D)
			第1号 (B)	第2号 (C)	
1	千葉市	3,670	14		14
2	習志野市	67	3		3
3	市原市	5,550	194	13	207
4	八千代市	854	89		89
5	市川市	535	12		12
6	船橋市	1,240	38		38
7	松戸市	742	6		6
8	野田市	2,650	73		73
9	柏市	2,580	46		46
10	流山市	441	4		4
11	我孫子市	1,240	26	17	43
12	鎌ヶ谷市	452	2		2
13	成田市	6,610	836		836
14	佐倉市	2,930	205		205
15	四街道市	684	57		57
16	八街市	3,550	146	4	150
17	印西市	4,180	224		224
18	白井市	1,070	74		74
19	富里市	2,520	32		32
20	酒々井町	547	45		45
21	栄町	1,450	24		24
22	香取市	11,300	503	15	518
23	神崎町	752	8		8
24	多古町	3,170	211		211
25	東庄町	1,900	150		150
26	銚子市	2,540	306		306
27	旭市	6,370	87		87
28	匝瑳市	5,220	145		145
29	東金市	3,420	17		17
30	山武市	5,790	1		1
31	大網白里市	2,450	5		5
32	九十九里町	917	20		20
33	芝山町	1,560	143		143
34	横芝光町	3,260	47	8	55
35	茂原市	3,170	320		320
36	一宮町	603	119		119
37	睦沢町	811	74		74
38	長生村	1,240	30		30
39	白子町	1,290	36		36
40	長柄町	883	177		177
41	長南町	1,270	88		88
42	勝浦市	1,030	156	71	227
43	いすみ市	3,540	116		116
44	大多喜町	1,250	100		100
45	御宿町	256	102		102
46	館山市	1,790	64		64
47	鴨川市	2,240	93		93
48	南房総市	3,570	8		8
49	鋸南町	465	71		71
50	木更津市	2,540	68		68
51	君津市	3,240	78		78
52	富津市	2,340	61	0	61
53	袖ヶ浦市	2,540	36		36
	合計	126,300	5,591	130	5,720

(注) 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

(4) 荒廃農地調査（荒廃農地の発生・解消状況に関する調査）

食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）に基づき、荒廃農地の再生利用に向けた施策を推進しているところであるが、当該施策を推進するためには、荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の情報が必要不可欠であることから、これらの情報を把握することを目的として調査している。

本調査は、毎年1月1日から12月31日までの間に、市町村と農業委員会が共同で行い、農業委員会が行う利用状況調査（上記（1）の調査）と併せて実施することとしている。

本調査の対象は、現在耕作の目的に供されている土地又は以前耕作の目的に供されていた土地のうち、自然災害により農業上の利用ができない土地、農地法第4条又は第5条の許可を受けて農地以外のものとされた土地及び農業委員会により非農地と決定された土地を除いたものである。

現地調査により把握した荒廃農地については、以下のいずれかに区分する。

①A分類（再生利用が可能な荒廃農地）

荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの（農地法第32条第1項第1号に該当する農地）

②B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）

荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの（基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されているものはA分類とする。）

また、前年に荒廃農地であったものが再生利用により解消された農地については、以下のいずれかに区分する。

①営農再開

実際に営農が再開された農地

②基盤整備後営農再開

基盤整備事業等が実施中であり、事業完了後の営農再開の予定がある農地

③保全管理

抜根、整地、区画整理、客土等を行った後、今後の耕作に向けて、草刈り、刈払い、耕起、水張り等農地を常に耕作しうる状態に保つ取組

<表6-1-(2) 荒廃農地の面積調査結果（荒廃農地調査結果）〔平成28年〕>

市町村名	再生利用が可能な 荒廃農地【A分類】		再生利用が困難と 見込まれる 荒廃農地【B分類】		荒廃農地計		平成28年に再生 利用(解消) された面積		営農再開		基盤整備後 営農再開		保全管理	
	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内
千葉市	14	7	764	158	778	164	32	14	32	14	0	0	0	0
習志野市	3	1	0	0	3	1	1	1	0	0	0	0	1	1
市原市	194	42	738	43	932	85	118	32	118	32	0	0	0	0
八千代市	89	67	13	9	102	76	17	15	3	3	0	0	13	12
市川市	12	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	38	28	0	0	38	28	62	25	0	0	0	0	62	25
松戸市	6	／	0	／	6	／	2	／	0	／	0	／	2	／
野田市	73	6	0	0	73	6	29	10	0	0	0	0	29	10
柏市	46	17	6	0	52	17	15	8	0	0	0	0	15	8
流山市	4	／	12	／	16	／	0	／	0	／	0	／	0	／
我孫子市	26	18	11	2	37	21	22	8	5	2	0	0	17	5
鎌ヶ谷市	2	／	1	／	3	／	0	／	0	／	0	／	0	／
成田市	836	405	0	0	836	405	44	32	44	32	0	0	0	0
佐倉市	205	104	35	0	240	104	47	17	5	4	0	0	42	13
四街道市	57	30	0	0	57	30	3	3	0	0	3	3	0	0
八街市	146	78	31	1	177	79	65	33	61	30	0	0	4	3
印西市	224	48	45	2	270	50	0	0	0	0	0	0	0	0
白井市	74	55	25	14	99	69	7	5	2	1	0	0	5	3
富里市	32	23	26	9	57	32	9	5	7	4	0	0	2	1
酒々井町	45	9	4	0	49	9	4	1	2	1	0	0	2	0
栄町	24	13	0	0	24	13	5	4	3	3	0	0	2	1
香取市	503	262	0	0	503	262	37	26	16	12	0	0	21	14
神崎町	8	4	9	0	18	4	1	1	1	1	0	0	0	0
多古町	211	154	0	0	211	154	14	11	6	5	0	0	8	6
東庄町	150	99	0	0	150	99	1	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	306	139	0	0	306	139	10	8	10	8	0	0	0	0
旭市	87	49	169	117	256	166	5	4	0	0	0	0	5	4
匝瑳市	145	123	116	82	261	204	14	12	14	12	0	0	0	0
東金市	17	12	0	0	17	12	9	7	2	2	0	0	7	5
山武市	1	1	6	2	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0
大網白里市	5	3	21	10	26	13	8	6	1	1	0	0	7	5
九十九里町	20	19	93	37	113	56	0	0	0	0	0	0	0	0
芝山町	143	14	0	0	143	14	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	47	36	60	30	107	66	3	3	1	1	0	0	2	2
茂原市	320	179	0	0	320	179	28	5	6	2	0	0	21	3
一宮町	119	50	40	13	159	64	0	0	0	0	0	0	0	0
睦沢町	74	0	77	0	151	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長生村	30	18	5	2	35	20	0	0	0	0	0	0	0	0
白子町	36	26	0	0	36	26	2	1	0	0	0	0	2	1
長柄町	177	63	208	49	385	113	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	88	22	0	0	88	22	1	0	1	0	0	0	0	0
勝浦市	156	113	695	377	851	490	17	13	7	6	0	0	10	7
いすみ市	116	66	302	18	418	84	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	100	52	101	47	200	99	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	102	17	57	1	159	18	0	0	0	0	0	0	0	0
館山市	64	36	474	36	538	72	8	6	8	6	0	0	0	0
鴨川市	93	42	797	285	890	327	0	0	0	0	0	0	0	0
南房総市	8	8	4	1	13	8	4	4	0	0	4	4	0	0
鋸南町	71	43	334	34	406	77	31	17	31	17	0	0	0	0
木更津市	68	33	205	29	273	62	77	36	4	3	0	0	74	33
君津市	78	34	429	89	507	123	47	26	22	10	0	0	25	16
富津市	61	20	0	0	61	20	0	0	0	0	0	0	0	0
袖ヶ浦市	36	17	228	56	264	73	33	14	33	14	0	0	0	0
合計	5,591	2,707	6,142	1,552	11,733	4,259	833	412	447	225	7	7	380	180

注) 斜線: 農用地区域が設定されていません。

端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

2. 耕作放棄地再生利用緊急対策

地域耕作放棄地対策協議会を実施主体とし、荒廃農地を再生・利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地の利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援するため、平成21年度から耕作放棄地再生利用緊急対策を実施している（平成30年度まで）。

本対策で支援する取組は、以下のとおりである。

①再生作業

貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者を確保して、又はその見通しをもって行う農地の再生作業（障害物除去、深耕、整地、土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）等）

②土壌改良

①の再生作業の翌年度以降、必要に応じて行うもの

③営農定着

営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み、適性確認等

④経営展開

経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等の実践

⑤施設等補完整備

上の取組に附帯して行う、基盤整備（農業用排水施設、農道、暗きょ排水、客土、区画整理、農用地保全、基盤整備用機械）、小規模基盤整備（基盤整備のうち簡易なもの）、乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設、農業用機械・施設の整備

（1）耕作放棄地の推移

平成27年の耕作放棄地面積は19,062haで、平成22年に比べ6.1%増加しており、昭和60年度から増加傾向にある。

<表6-2-(1) 千葉県 耕作放棄地の面積（農林業センサス）>

単位：ha

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農家	田	—	3,189	3,474	4,808	—	—
	畑	—	3,104	3,414	4,619	—	—
	樹園地	—	78	74	128	—	—
	計	2,173	6,370	6,962	9,556	9,592	9,268
非農家等	1,005	1,616	2,200	5,305	7,466	8,769	9,793
合計	3,178	7,986	9,162	14,861	17,058	17,963	19,062

（注）端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

（注）農林業センサスと荒廃農地調査との相違

農林業センサスでは、耕作放棄地を「以前耕地していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）をする意思のない土地」と定義し、農家等の意思に基づき自己申告されたものである。一方、荒廃農地調査は、市町村等が現地調査により、土地の状況を「現状では耕作できないが、草刈り・耕起・抜根・整地や基盤整備等の手当てを行うことで、耕作可能となるか否か」等、今後の農地としての利用の可能性に着目した調査であり、両者の対象としている土地が一致しないために、両調査結果に違いが生じている。

(2) 交付金活用実績

平成21年度から平成28年度までに、国及び県の交付金を活用して、116haを解消した。

<表6-2-(2) 交付金活用実績(年次別・市町村別状況)>

単位：a

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
市原市				162	557	266	830	273	2,088
柏市	63	239	543	452	279	166			1,742
我孫子市					81				81
成田市	50		23	16	37	19			145
佐倉市	449	101		24					574
四街道市			16						16
八街市					181	489	262		932
印西市	56	195	57	66	306	89	15		784
白井市						46	31		77
香取市						103	425	81	609
東庄町				248		170		51	469
旭市		179	95	11	110	128	100	22	645
匝瑳市				41				42	83
東金市		87							87
山武市	7	157	101	65		20	46	30	426
九十九里町				83					83
芝山町						52			52
横芝光町		51	24	236	115	40	102	30	598
茂原市				18	45	42			105
睦沢町	40								40
長生村	59	86							145
長南町			62			72		13	147
いすみ市	548					91			639
南房総市			29						29
鋸南町		17	39	30					86
木更津市				39					39
君津市	154	8	103					9	274
富津市				181	178	125	62		546
袖ヶ浦市				101			18		119
合計	1,426	1,120	1,092	1,773	1,889	1,918	1,891	551	11,660